

「坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 3月 19日

坂 城 町 長

坂城町条例第 4号

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

坂城町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「中「3歳に満たない子のある職員が、町長が規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第12条第1項中「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員から配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じるものとする。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせるものとする。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、介護両立支援制度等に係る相談体制の整備、勤務環境の整備その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。